

鹿児島県道路交通法施行細則をここに公布する。

鹿児島県道路交通法施行細則

目次

- 第1章 総則(第1条—第2条の2)
- 第2章 交通規制(第3条—第8条)
- 第3章 車両の交通方法等(第9条—第12条)
- 第4章 安全運転管理者等(第13条—第19条)
- 第5章 道路使用等(第20条・第21条)
- 第6章 緊急自動車等の指定等(第22条—第24条)
- 第7章 運転免許(第25条—第34条の5)
- 第8章 雑則(第35条—第39条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)の規定に基づき、並びにこれらを実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の提出)

第2条 法、令及び府令並びにこの規則の規定により、鹿児島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に提出する申請書、届出書等は、当該申請、届出等に係る者の住居地を管轄する警察署長を経由して提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者を経由して提出しなければならない。

- (1) 第13条第1項の安全運転管理者に関する届出書、同条第2項の副安全運転管理者に関する届出書、第15条の変更に係る届出書、第16条第1項の教習申請書及び第17条第1項の資格認定申請書

当該安全運転管理者又は副安全運転管理者の選任に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長

- (2) 府令第9条の16の標章除去申請書

当該申請に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長

- (3) 府令第17条第1項の運転免許申請書(以下「免許申請書」という。)及び府令第18条の2の3の技能検査申請書(鹿児島県運転免許試験場における申請の分に限る。以下「検査申請書」という。)、府令第18条の5の限定解除審査申請書(以下「審査申請書」という。)、府令第35条の指定自動車教習所の指定申請書及び府令第36条の変更に係る届出

鹿児島県警察本部交通部免許試験課長

- (4) 第22条第1項の指定申請書

鹿児島県警察本部交通部交通企画課長

- (5) 第23条第1項の届出書

当該届出に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長

- (6) 次に掲げる申請書又は届出(鹿児島県交通安全教育センター(以下「教育センター」という。)における申請の分に限る。)

鹿児島県警察本部交通部免許管理課長(以下「免許管理課長」という。)

ア 免許申請書(法第97条の2第1項第3号に規定するものに限る。)

イ 審査申請書(技能審査合格証明書による申請に限る。)

ウ 府令第20条第1項の運転免許証記載事項変更届(以下「記載事項変更届」という。)

エ 府令第21条第1項の運転免許証再交付申請書(以下「再交付申請書」という。)

オ 府令第29条第1項の運転免許証更新申請書(以下「更新申請書」という。)及び府令第29条の2第1項の運転免許証の更新期間前における免許証更新申請書(以下「特例更新申請書」という。)

カ 府令第29条の2の2の経由申請書

キ 府令第30条の9第1項の運転免許取消申請書(以下「取消申請書」という。)

ク 府令第37条の9第1項の国外運転免許証交付申請書

- (7) 次に掲げる申請書又は届出(鹿児島中央、鹿児島西及び鹿児島南警察署以外の警察署における申請の分に限る。)

鹿児島中央、鹿児島西及び鹿児島南警察署以外の警察署長

ア 免許申請書(法第97条の2第1項第3号に規定するものに限る。)

イ 審査申請書(技能審査合格証明書による申請に限る。)

ウ 記載事項変更届

エ 再交付申請書

オ 更新申請書及び特例更新申請書

カ 取消申請書

(8) 次に掲げる申請書又は届出(鹿児島中央、鹿児島西及び鹿児島南警察署における申請の分に限る。)
鹿児島中央、鹿児島西及び鹿児島南警察署長

ア 記載事項変更届

イ 取消申請書

(9) 府令第5条の4第1項の遠隔操作型小型車使用届出書

当該届出に係る遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を管轄する警察署長

(10) 次に掲げる申請書又は届出書

鹿児島県警察本部交通部交通企画課長

ア 府令第9条の19第2項の特定自動運行許可証再交付申請書

イ 府令第9条の20の特定自動運行許可申請書

ウ 府令第9条の23第1項の特定自動運行計画変更許可申請書

エ 府令第9条の25第1項の特定自動運行許可申請書記載事項変更届出書

(更新申請書等に添付する写真の省略)

第2条の2 教育センター又は奄美警察署に法第101条第1項及び法第101条の2第1項に規定する免許証の更新の申請並びに法第104条の4第1項後段に規定する申出による免許の申請を行う場合は、更新申請書、特例更新申請書又は取消申請書に免許用写真を添付することを要しない。ただし、当該申請を行う者が、法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請を併せて行う場合又は運転免許の効力が停止されている場合は、この限りでない。

第2章 交通規制

(信号に用いる灯火)

第3条 令第5条第1項に規定する灯火による信号に用いる灯火の色及び光度は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 色 赤色又は淡黄色

(2) 光度 50メートルの距離から確認できるもの

(交通規制の効力)

第4条 法第4条第1項前段に規定する交通規制の効力は、信号機にあつては作動を開始したとき、道路標識又は道路標示(以下「道路標識等」という。)にあつては、これを設置したときに発生するものとする。

2 前項の交通規制の効力は、信号機にあつては作動を停止し、又は撤去したときに、道路標識等にあつてはこれを撤去し、又は被覆したときに消滅するものとする。

(警察署長に委任する交通規制)

第5条 法第5条第1項の規定により警察署長に委任する交通規制は、令第3条の2第1項に規定するものとする。

(交通規制の対象から除く車両)

第6条 法第4条第2項の規定により交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるものとする。

(1) 道路標識等による規制(高速自動車国道の本線車道(令第27条の2に規定する本線車道を除く。)にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては60キロメートル毎時を超える最高速度の規制、軌道敷内通行可の規制、駐車可の規制及び停車可の規制を除く。)の対象から除く車両

警衛列又は警護列の自動車で、当該用務に使用中のもの

(2) 最高速度の規制(高速自動車国道の本線車道(令第27条の2に規定する本線車道を除く。)にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては60キロメートル毎時を超える場合を除く。)の対象から除く車両

専ら交通取締りに従事する自動車

(3) 車両の通行を禁止する規制(「各種車両通行止め」、「自転車及び歩行者用道路」、「歩行者用道路」及びこれらに関連した「指定方向外進行禁止」の規制をいう。)の対象から除く車両

ア 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく災害応急対策に使用中の車両

イ 人命救助、災害活動、水防活動又は消防活動に使用中の車両

ウ 急病者の搬送等の緊急用務に使用中の車両

エ 秘匿捜査に使用中の車両

オ 裁判官又は裁判所の発する令状執行に使用中の車両

カ 犯罪の予防、捜査、警備、交通の取締りその他の警察活動に使用中の車両及び警察活動に伴い要請を受けた車両

- キ 道路の維持、修繕等に使用中の道路維持作業用自動車
- ク 電気、ガス、水道、電話又は軌道に係る応急措置に使用中の車両
- ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく一般廃棄物の収集に使用中の車両
- コ 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく街頭演説又は街頭政談演説に使用中の選挙運動用自動車又は政治活動用自動車(全蓋のアーケードが設置された道路で使用される車両を除く。)
- サ 通行禁止除外指定車の標章(様式第1号。以下「通行標章」という。)を掲出して、次に掲げる用務(以下「通行標章の対象用務」という。)に使用中の車両
 - (ア) 専ら郵便法(昭和22年法律第165号)に基づく郵便物の集配
 - (イ) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に基づく電報の配達
 - (ウ) 法第51条の8第1項に規定する放置車両確認事務
 - (エ) 医師法(昭和23年法律第201号)に基づく医師及び保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に基づく助産師による緊急往診
 - (オ) 報道機関の緊急取材
 - (カ) 交通安全施設及び法第49条第1項の規定によるパーキング・メーター(以下「パーキング・メーター」という。)の維持管理
 - (キ) その他公共性が極めて高く、緊急に広域かつ不特定の場所に対応することが必要な別表第1に掲げるもので公安委員会が特に必要があると認めた別表第1に掲げるもの
- (4) 法第45条第1項に規定する駐車禁止、法第49条の3第2項又は第4項に規定する時間制限駐車区間の規制及び法第49条の4に規定する高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両
 - ア 緊急用務に使用中の緊急自動車
 - イ 災害対策基本法に基づく災害応急対策に使用中の車両
 - ウ 人命救助、災害活動、水防活動又は消防活動に使用中の車両
 - エ 急病者の搬送等の緊急用務に使用中の車両
 - オ 秘匿捜査に使用中の車両
 - カ 裁判官又は裁判所の発する令状執行に使用中の車両
 - キ 犯罪の予防、捜査、警備、交通の取締りその他の警察活動に使用中の車両並びに警察活動に伴い、警察官から停止を求められている車両及び要請を受けた車両
 - ク 道路の維持、修繕等に使用中の道路維持作業用自動車
 - ケ 電気、ガス、水道、電話又は軌道に係る応急措置に使用中の車両
 - コ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物の収集に使用中の車両
 - サ 公職選挙法に基づく街頭演説又は街頭政談演説に使用中の選挙運動用自動車又は政治活動用自動車
- シ 駐車禁止除外指定車の標章(様式第2号。以下「駐車標章」という。)を掲出して、次に掲げる用務(以下「駐車標章の対象用務」という。)に使用中の車両
 - (ア) 専ら郵便法に基づく郵便物の集配
 - (イ) 電気通信事業法に基づく電報の配達
 - (ウ) 法第51条の8第1項に規定する放置車両確認事務
 - (エ) 医師法に基づく医師及び保健師助産師看護師法に基づく助産師による緊急往診
 - (オ) 報道機関の緊急取材
 - (カ) 交通安全施設及びパーキング・メーターの維持管理
 - (キ) 患者輸送車及び車いす移動車による輸送用務
 - (ク) その他公共性が極めて高く、緊急に広域かつ不特定の場所に対応することが必要な別表第2に掲げるもので公安委員会が特に必要があると認めた別表第2に掲げるもの
- ス 次に掲げる者(以下「身障者標章の対象者」という。)が使用中の車両で、駐車禁止除外指定車(歩行困難者使用中)の標章(様式第2号の2。他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。以下「身障者標章」という。)を掲出しているもの
 - (ア) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者で、別表第3の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する障害の級別に該当する障害を有するもの
 - (イ) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づく戦傷病者手帳(以下「戦傷病者手帳」という。)の交付を受けている者で、別表第3の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2に規定する重度障害の程度に該当する障害を有するもの
 - (ウ) 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号)に基づく療育手帳(以下「療育手帳」という。)の交付を受けている者のうち、「療育手帳制度の実施について」(昭和48

年9月27日付け児発第725号)第3条第1項第1号に規定する重度の障害を有するもの

(エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級の障害を有するもの

(オ) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第7項に規定する医療受給者証の交付を受けた者に監護される者で、「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度」(平成26年厚生労働省告示第475号)第14表中の色素性乾皮症に該当するもの。ただし、昼間(日の出から日没までの時間をいう。)に使用する場合に限る。

2 通行標章の交付を受けようとする者(公安委員会の管轄区域内に住所を有する者に限る。)は通行禁止除外標章交付申請書(様式第3号)を、駐車標章又は身障者標章の交付を受けようとする者は駐車禁止除外標章交付申請書(様式第4号)を、公安委員会に提出しなければならない。

3 前項の通行標章、駐車標章又は身障者標章の交付を申請する者は、公安委員会に対し、それぞれ次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

(1) 通行標章又は駐車標章の交付申請

ア 当該申請に係る車両の自動車検査証

イ 当該申請に係る車両が第1項第3号サ又は同項第4号シに掲げる用務に使用される車両であることを疎明する書面

ウ ア及びイに掲げるもののほか、本部長が別に定める書面

(2) 身障者標章の交付申請

ア 身障者標章の交付を受けようとする者が、それぞれ交付を受けている身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は小児慢性特定疾病にかかる医療受給者証

イ 申請する者に使用する車両があるときは、当該車両に係る自動車検査証

ウ ア及びイに掲げるもののほか、本部長が別に定める書面

4 公安委員会は、通行標章若しくは駐車標章の申請に係る車両が、通行標章若しくは駐車標章の対象用務に使用される車両であると認めるとき又は身障者標章の申請をする者が、身障者標章の対象者に該当すると認めるときは、その有効期限を定めて標章を交付しなければならない。

5 前項の規定による通行標章、駐車標章又は身障者標章(以下「標章」という。)の交付を受けている者は、当該標章を当該用務に使用している車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。この場合において、駐車標章又は身障者標章(以下「駐車標章等」という。)の交付を受けている者は、当該駐車標章等及び運転者の連絡先又は用務先を記載した紙を掲出しなければならない。

6 標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 現場において警察官又は交通巡視員の指示があった場合は、これに従うこと。

(2) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。

(3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと(当該交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。)

7 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。

8 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章(第3号の場合にあっては、亡失した標章)を公安委員会に返納しなければならない。

(1) 有効期限が経過したとき。

(2) 交付を受けた理由がなくなったとき。

(3) 再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

(4) 公安委員会から返納を命ぜられたとき。

(警察署長の通行の許可)

第7条 令第6条第1項第3号に規定する「公安委員会が定める事情」とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 日常生活に欠かすことのできない物品等を運搬するため、通行することがやむを得ないと認められること。

(2) 冠婚葬祭等社会慣習上、通行することがやむを得ないと認められること。

(3) 貨物の集配等業務上、通行することがやむを得ないと認められること。

(4) 前3号のほか、公益上、業務上その他の事情により、通行することがやむを得ないと認められること。

2 法第8条第2項の規定による許可を受けようとする者は、許可申請に際し、次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

(1) 当該申請に係る車両の自動車検査証

(2) 当該申請に係る通行禁止道路の存する場所及び周辺の見取図(建物又は施設の名称等が判別できるもので、通行禁止道路の存する場所に印を付したものの。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、警察署長が必要と認める書面

3 警察署長は、通行の許可をしたときは、府令第5条第2項の規定による通行禁止道路通行許可証(以下「通行許可証」という。)を交付しなければならない。

4 通行許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る道路を通行するときは、当該許可証を車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。

5 第6条第6項から第8項までの規定は、警察署長の通行許可についてこれを準用する。この場合において、「標章」とあるのは「許可証」と、「公安委員会」とあるのは「警察署長」と読み替えるものとする。

(警察署長の駐車許可)

第8条 法第45条第1項ただし書き及び法第49条の5の規定による警察署長の駐車許可は、車両に係る駐車
が、次の各号のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

(1) 申請日時

ア 駐車(許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車。次号イにおいて同じ。)により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

(2) 申請場所

ア 駐車禁止の規制が実施されている場所(法第45条第2項に規定する無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあっては法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。)であること。

イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

(3) 駐車に係る用務

ア 公共交通機関等の交通手段によったものでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸し、その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

(4) 駐車可能な場所の有無

次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア 重量、長大な貨物の積卸し又は傷病(後遺症を含む。)により歩行が困難な場合で、用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

イ その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね300メートル以内

2 前項の駐車許可を受けようとする者は、駐車しようとする場所を管轄する警察署長に、駐車許可証交付申請書(様式第5号)又は短時間駐車許可申請書(様式第6号)を提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

(1) 当該申請に係る車両の自動車検査証

(2) 当該申請に係る場所及びその周辺の見取図(建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したものの。)

(3) 申請理由が同一で、複数の場所に連続的に駐車することとなるもの及び特定の場所に反復継続して駐車することとなるものについては、日時、場所を特定した一覧表

(4) 前各号に掲げるもののほか、警察署長が必要と認める書面

4 警察署長は、駐車許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

5 警察署長は、駐車を許可した場合は、駐車許可証(様式第7号)又は短時間駐車許可証(様式第6号の2)を交付しなければならない。

6 前項の駐車許可証及び短時間駐車許可証は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間、当該車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。

7 第6条第6項から第8項までの規定は、警察署長の駐車許可についてこれを準用する。この場合において、「標章」とあるのは「許可証」と、「公安委員会」とあるのは「警察署長」と読み替えるものとする。

8 第1項に該当する場合で、人の生命又は身体の保護のため緊急やむを得ず駐車する必要があるときは、駐車許可証交付申請書の提出に代えて、口頭で申請することができることとし、この場合における手続等については次の各号によること。

(1) 警察署長は、本項の駐車を許可した場合は、許可証の交付に代えて許可番号その他の必要事項を通知しなければならない。

- (2) 前号の通知を受けた者は、通知された事項を記載した書面を、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車する間、当該車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。

第3章 車両の交通方法等

(軽車両の灯火)

第9条 令第18条第1項第5号の規定により軽車両(そり及び牛馬を除く。以下この条において同じ。)がつなければならない灯火は、次の各号に掲げるものとする。ただし、反射器材を備え付けている場合は、第2号に掲げる灯火をつけることを要しない。

- (1) 灯光の色が白色又は淡黄色で、夜間、前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる性能を有する前照灯
- (2) 灯光の色が^{とう}橙色又は赤色で、夜間、後方100メートルの距離から点灯を確認することができる性能を有する尾灯

2 前項ただし書の反射器材は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 軽車両に備え付けられた場合において、夜間、後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第32条第2項の基準に適合する前照灯で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できるものであること。
- (2) 反射光の色は、^{とう}橙色又は赤色であること。

(自動車の積載物の高さの制限)

第9条の2 令第22条第3号ハの公安委員会が定める自動車は、別表第4に掲げる道路を通行する自動車とし、同号ハの公安委員会が定める高さは、4.1メートルとする。

(軽車両の乗車又は積載の制限)

第10条 軽車両の運転者は、次に掲げる乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車させ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。

- (1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

ア 自転車には、次のいずれかに該当する場合を除き、運転者以外の者を乗車させないこと。

(ア) 16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者1人を幼児用座席に乗車させているとき。

(イ) 16歳以上の運転者が、4歳未満の者1人を背負い、ひも等で確実に緊縛しているとき。

(ウ) 16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者2人を幼児二人同乗用自転車(運転者のための乗車装置及び二の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。)の幼児用座席に乗車させているとき。

(エ) 16歳以上の運転者が、4歳未満の者1人を背負い、ひも等で確実に緊縛し、かつ、小学校就学の始期に達するまでの者1人を幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させているとき。

(オ) 道路法(昭和27年法律第180号)第48条の14第2項に規定する自転車専用道路において、その乗車装置に応じた人員を乗車させているとき。

(カ) 16歳以上の運転者が、タンデム車(2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。)に小学校就学の始期に達するまでの者以外の者1人を乗車させているとき。

(キ) 運転者以外の者を並列に乗車させる構造を有する乗車装置に1人又は2人を乗車させているとき。

イ 自転車以外の軽車両には、その乗車装置に応じた人員を超える人員を乗車させないこと。

- (2) 積載物の重量の制限は、次のとおりとする。

ア 積載装置を備える自転車にあつては30キログラム(重荷用の構造のものにあつては60キログラム)を、側車付自転車及びリヤカーをけん引する場合におけるそのけん引されているリヤカーについては120キログラムをそれぞれ超えないこと。

イ 四輪の牛馬車にあつては2,000キログラムを、二輪の牛馬車にあつては1,500キログラムをそれぞれ超えないこと。

ウ 大車(荷台の面積1.65平方メートル以上の荷車をいう。以下同じ。)にあつては、750キログラムを超えないこと。

エ 牛馬車及び大車以外の荷車にあつては、450キログラムを超えないこと。

- (3) 積載物の長さ、幅及び高さの制限は、次のとおりとする。

ア 長さ 自転車にあつてはその積載装置の長さ^に0.3メートルを加えたものを、牛馬車及び大車にあつてはその乗車装置又は積載装置の長さ^に0.6メートルを加えたものを超えないこと。

イ 幅 自転車にあつてはその積載装置、牛馬車及び大車にあつては乗車装置又は積載装置の幅に0.3メートルを加えたものを超えないこと。ただし、自転車にあつては全長1メートル以内とする。

ウ 高さ 2メートル(牛馬車にあつては3メートル、大車及び荷車にあつては2.5メートル)からその積載をする場所の高さを減じたものを超えないこと。

(4) 積載物の積載方法の制限は、次のとおりとする。

ア 前後 当該車両の積載装置の前後から0.3メートル(牛馬車及び大車にあつては、その乗車装置又は積載装置の前後から0.6メートル)を超えないこと。

イ 左右 当該車両の積載装置(牛馬車及び大車にあつては乗車装置又は積載装置)の左右から0.15メートルを超えないこと。

(自動車以外の車両のけん引制限)

第11条 自動車以外の車両の運転者は、次の各号に掲げる場合を除き、他の車両をけん引してはならない。

(1) けん引するための装置を有する原動機付自転車又は自転車によつて、けん引されるための装置を有する軽車両1台をけん引するとき。

(2) 原動機付自転車によつて、故障その他の理由によりけん引することがやむを得ない二輪の自動車又は一般原動機付自転車(以下「故障車」という。)1台を、次に掲げるところによりけん引するとき。

ア けん引する原動機付自転車と故障車相互を堅ろうなロープ、鎖等(以下「ロープ等」という。)によつて確実につなぐこと。

イ その故障車に係る運転免許を受けた者を故障車に乗車させてハンドルその他の装置を操作させること。

ウ けん引する原動機付自転車と故障車との間の距離は、5メートルを超えないこと。

エ 故障車をけん引しているロープ等の見やすい箇所に0.3メートル平方以上の大きさの白色の布を付けること。

(運転者の遵守事項)

第12条 法第71条第6号に規定する車両等の運転者の遵守事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) かさをさし、物をかつぎ、又は物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で車両を運転しないこと。

(2) げた、スリッパその他運転操作を誤るおそれのある履物を履いて車両(軽車両を除く。)を運転しないこと。

(3) 警音器を備えない自転車を運転しないこと。

(4) 積雪又は凍結して滑るおそれのある道路において、自動車(二輪のものを除く。)を運転するときは、タイヤ・チェーン又はスノータイヤを取り付ける等滑り止めの措置を講ずること。

(5) ぎよ者台の設備のない牛馬車に乗車して運転しないこと。

(6) 大型自動二輪車又は普通自動二輪車の後部座席にまたがらずに乗車させて運転しないこと。

(7) 普通自動二輪車(原動機の大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限り。)又は原動機付自転車(法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。)(以下この号において「原動機付自転車等」という。)を運転するときは、市町村の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。

(8) 自転車を運転するときは、携帯電話用装置を手で保持して通話若しくは操作を行い、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

(9) 大音量でラジオ等を聞き、ヘッドホン、イヤホン等を使用するなど、安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両等を運転しないこと。ただし、難聴者が補聴器を使用する場合又は公共目的を遂行する者が当該目的のため指令等を受信する場合にヘッドホン、イヤホン等を使用するときは、この限りでない。

(10) 自動車を運転する場合において、法第85条第1項若しくは第2項又は法第86条第1項若しくは第2項の規定により準中型自動車又は普通自動車を運転することができる免許を受けた者で法第91条の規定により補聴器を使用しない場合に当該免許に法第71条の6第1項又は第2項に規定する標識を付けるべきこととする条件を付されているものが補聴器を使用しないで表示自動車(当該標識を付けた普通自動車又は準中型自動車をいう。以下この号において同じ。)を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に法第26条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。

第4章 安全運転管理者等

(安全運転管理者等の選任等の届出)

第13条 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者の選任又は解任の届出をしようとする者(認定を受けようとする自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号。以下「代行業法」という。)第2条第2項の自動車運転代行業者は除く。)は、安全運転管理者に関する届出書(様式第10号)2通を公安委員会に提出しなければならない。

- 2 法第74条の3第5項の規定による副安全運転管理者の選任又は解任の届出をしようとする者(認定を受けようとする代行業法第2条第2項の自動車運転代行業者は除く。)は、副安全運転管理者に関する届出書(様式第11号)2通を公安委員会に提出しなければならない。
- 3 前2項の選任の届出書には、当該安全運転管理者又は副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)に係る次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 安全運転管理者等の住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受けない者である場合にあっては、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第1項第5号に規定する旅券の写し)又は運転免許証等(法第92条第1項に規定する運転免許証及び法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書を用いる。以下同じ。)の写し
 - (2) 安全運転管理者にあっては、その者の自動車の運転の管理の実務の経験に関する経歴を証明するもの又は第17条第2項の規定により交付を受けた資格認定書の写し
 - (3) 副安全運転管理者にあっては、その者の自動車の運転の管理の実務の経験に関する経歴を証明するもの、運転免許証等の写し若しくは自動車の運転の経歴の期間を証明するもの又は第17条第2項の規定により交付を受けた資格認定書の写し
 - (4) 現に自動車の運転免許を有する者にあっては、自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第29条第1項第4号に規定する書面で、運転記録の証明に関する事項を記載したもの
- 4 府令第9条の9第1項第2号の規定による公安委員会の教習を終了した者の届出書には、前項に規定する書類のほか、第16条第2項の規定により交付を受けた教習修了証書の写しを添付しなければならない。

第14条 削除

(届出書記載事項の変更届)

第15条 法第74条の3第1項に規定する自動車の使用者(以下「使用者」という。)は、第13条第1項又は同条第2項の届出書の記載事項のうち、次の各号に掲げるいずれかの事項に変更が生じたときは、変更を生じた日から15日以内に、変更に関する届出書(様式第14号)により、公安委員会に届け出なければならない。

- (1) 使用者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
- (2) 安全運転管理者等の氏名又は職務上の地位
- (3) 自動車の使用の本拠の名称又は位置
- (4) 自動車の使用の本拠における自動車の台数

(運転管理に関する教習)

第16条 府令第9条の9第1項第2号の規定による公安委員会の教習を受けようとする者は、教習申請書(様式第15号)を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の教習を終了した者に対し、教習修了証書(様式第15号)を交付するものとする。
(運転管理に関する資格認定)

第17条 府令第9条の9第1項第2号又は同条第2項第2号の規定による公安委員会の資格の認定を受けようとする者は、資格認定申請書(様式第16号)を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の資格の認定を受けた者に対し、資格認定書(様式第17号)を交付するものとする。
(解任の命令)

第18条 法第74条の3第6項の規定による解任命令は、解任命令書(様式第18号)を使用者に交付して行うものとする。

(是正措置の命令)

第18条の2 法第74条の3第8項の規定による公安委員会の是正措置命令は、別記様式第18号の2の是正措置命令書を交付して行う。

(報告又は資料の提出命令)

第19条 法第75条の2の2の規定による必要な報告又は資料の提出命令は、報告等命令書(様式第19号)により行うものとする。

第5章 道路使用等

(道路における禁止行為)

第20条 法第76条第4項第7号に規定する道路における禁止行為は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 交通のひんばんな道路において、乗馬又は自転車の運転の練習をすること。
- (2) みだりに交通の妨害になるように道路に泥土、汚水、ごみ、くず等をまき、又は捨てること。
- (3) 交通のひんばんな道路において、たき火をすること。
- (4) 道路において、進行中の車両から広告、宣伝ビラ、印刷物等を散布すること。
- (5) 交通の妨害となるような方法でみだりに物件を道路に突き出すこと。
- (6) 凍結するおそれがあるときに、道路に水をまくこと。
- (7) 牛、馬、めん羊等の家畜を道路に放し、又は交通の妨害となるような方法でつないでおくこと。
- (8) 市街地、人家の連なるところ又は学校付近の交通ひんばんな道路において、1人で牛馬2頭以上を引くこと。

- (9) 車両等の運転者の眼をげん感するような光をみだりに道路に投射すること。
- (10) 交通ひんぱんな道路において、魚釣り、投げ網等を行うこと。
- (11) 道路において、みだりに爆竹、かんしやく玉その他これに類するものを使用すること。
- (12) 交通の危険又は妨害となるような方法で進行中の車両からみだりに身体又は物件を突き出すこと。
- (13) 大型自動二輪車又は普通自動二輪車の後部座席において、交通の危険又は妨害となるような方法で、みだりに旗、棒、のぼり、鉄パイプ、木刀、鉄筋、角材その他これに類するものを携帯すること。

(道路の使用の許可)

第21条 法第77条第1項第4号の規定により公安委員会が警察署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次に掲げるもの(第4号及び第6号から第9号までに掲げる行為にあつては、公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定によりすることができ選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。)とする。

- (1) 道路に、みこし、だし等を出し、又はこれらを移動すること。
- (2) 道路において、ロケーションをし、撮影会をし、又は街頭録音会を行うこと。
- (3) 道路において、競技会、仮装行列、パレードその他の集団行進(学生、生徒及び園児の遠足、葬列等の行列を除く。)を行うこと。
- (4) 道路に、人が集まるような方法で、演説、演芸、奏楽、映写等をし、又は拡声器、ラジオ、テレビジョン等の放送を行うこと。
- (5) 道路において、消防、避難、救護その他の訓練を行うこと。
- (6) 道路において、旗、のぼり、看板、その他これに類するものを持ち、若しくは楽器を鳴らし、又は特異な服装をして、広告又は宣伝を行うこと。
- (7) 広告又は宣伝のため、車両等に著しく人目を引くような特異な装飾その他の装いをして通行すること。
- (8) 道路において、人が集まるような方法で寄附を募集し、又は署名を求めること。
- (9) 交通のひんぱんな道路において、広告、宣伝等のため印刷物等を散布し、又は通行する者にこれを交付すること。
- (10) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験を行うこと。

第6章 緊急自動車等の指定等

(緊急自動車等の指定)

第22条 令第13条第1項の規定による緊急自動車の指定を受けようとする者又は令第14条の2第2号の規定による道路維持作業用自動車の指定を受けようとする者は、指定申請書(様式第20号)を公安委員会に提出しなければならない。

- 2 公安委員会は、前項の申請に基づき、緊急自動車又は道路維持作業用自動車の指定をしたときは、当該申請者に指定証(様式第21号)を交付するものとする。

(緊急自動車等の届出)

第23条 令第13条第1項の規定による緊急自動車の届出をしようとする者又は令第14条の2第1号の規定による道路維持作業用自動車の届出をしようとする者は、届出書(様式第22号)により、公安委員会に届け出なければならない。

- 2 公安委員会は、前項の届出書を受理したときは、当該届出者に届出確認証(様式第23号)を交付するものとする。

(指定証等の備付け等)

第24条 前2条の規定により緊急自動車又は道路維持作業用自動車の指定証又は届出確認証(以下この条において「指定証等」という。)の交付を受けた者は、当該自動車に当該指定証等を備え付けておかなければならない。

- 2 指定証等の交付を受けた者は、指定証等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、指定証等再交付申請書(様式第24号)を公安委員会に提出し、指定証等の再交付を受けなければならない。
- 3 指定証等の交付を受けた者は、指定証等の記載事項に変更を生じたときは、指定証等記載事項変更届出書(様式第25号)に指定証等の写しを添えて、速やかに、公安委員会に届け出なければならない。
- 4 指定証等の交付を受けた者は、当該緊急自動車を緊急用務に、当該道路維持作業用自動車を道路の維持、修繕等の用務に使用しないこととなつたとき、又は指定証等の再交付を受けた後において亡失した指定証等を発見し、若しくは回復したときは、速やかに、当該指定証等を公安委員会に返納しなければならない。

第7章 運転免許

(試験等の日時及び場所の指定)

第25条 公安委員会は、法第6章の自動車及び一般原動機付自転車(以下「自動車等」という。)の運転免許(検査及び外国の行政庁の免許を有する者の受験を含む。)の申請があつたとき、法第100条の2第5項の規定に基づく再試験の申請があつたとき、又は次条の規定による審査又は条件の解除若しくは変更(以下「審査等」という。)の申請があつたときは、当該申請に係る者の運転免許試験(以下「試験」という。)、再試験又は審査等の日時及び場所を指定するものとする。

(審査等)

第26条 法第91条及び法第91条の2の規定により付された条件(自動車等の種類の限定を除く。)の解除又は変更の審査を受けようとする者は、公安委員会に、現に受けている運転免許に係る免許証を提示し、かつ、運転免許の条件変更等審査申請書(様式第26号)及び運転免許の条件変更等登録票(様式第26号の2)を提出しなければならない。

(路上練習申告書)

第27条 法第96条の2に規定する大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許の試験を受けようとする者(令第34条の2に該当する者を除く。)は、府令第17条第2項に規定する書類及び写真のほか、路上練習申告書(様式第27号)を運転免許申請書に添付しなければならない。

(試験等の場所)

第28条 試験、再試験(以下「試験等」という。)及び審査等は、鹿児島県運転免許試験場又は公安委員会が別に指定した場所において行うものとする。

2 公安委員会は、鹿児島県運転免許試験場以外に試験場を指定するときは当該指定試験場に指定書(様式第28号)を交付するものとする。

(試験等の順序)

第29条 試験は、適性試験、学科試験、技能試験の順序により行うものとする。ただし、試験の円滑な実施を図るため必要があるときは、技能試験を除き、その順序を変更することができる。

2 再試験は、学科再試験、技能再試験の順序により行うものとする。

3 法第89条第2項に規定する県外住所地の者の検査は、適性試験、技能検査の順序により、県内住所地の者の検査合格者に対する試験は、適性試験、学科試験の順序により行うものとする。

(試験の免除)

第30条 法第97条の2の規定に基づき、自動車等を運転することが支障がないと認めた者については、令第34条の3、第34条の4及び第34条の5に定める基準に従い、試験を免除するものとする。

(合格決定の取消し等の通知)

第31条 法第97条の3第2項に規定する合格決定の取消しの通知は、運転免許試験合格決定取消し通知書(様式第29号)により行うものとする。

2 法第97条の3第3項の規定による受験停止期間の指定の通知は、運転免許受験停止期間指定通知書(様式第30号)により行うものとする。

(技能試験官の指定)

第32条 公安委員会は、府令第24条第8項の規定による技能試験及び府令第28条の2の規定による技能再試験を実施する警察職員を指定するときは、当該警察職員に指定書(様式第31号)を交付するものとする。

(試験等の合格通知)

第33条 公安委員会は、試験(仮免許試験を除く。)に合格した者に対しては運転免許試験合格通知書(様式第32号)により本人に通知するものとする。ただし、運転免許証の即日交付を受ける者に対しては、口頭その他の方法によるものとする。

2 仮免許試験に合格した者及び審査等に合格した者に対しては試験又は審査等を実施した都度、口頭によりそれぞれ本人に通知するものとする。

第34条 削除

(運転経歴証明書の交付)

第34条の2 法第104条の4第6項の規定による運転経歴証明書の交付を受けようとする者は、運転経歴証明申請書(様式第34号)及び運転経歴証明書交付申請書(様式第35号)を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は前項の申請を受理したときは、申請者に係る免許の取消しを受けた日前5年間の自動車等の運転に関する経歴について、法第92条の2第1項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に準じた区分により運転経歴証明書(様式第36号)を交付するものとする。

(運転経歴証明書の記載事項の変更)

第34条の3 運転経歴証明書の交付を受けた者は、府令第30条の11第1項第4号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに公安委員会に対して運転経歴証明書記載事項変更届(様式第37号)を提出し、運転経歴証明書に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

2 前項の届出をしようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示しなければならない。

- (1) 住所を変更した者 住民票の写しその他の住所を確かめるに足りる書類
 - (2) 氏名を変更した者 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受けない者である場合にあつては旅券等)
- (運転経歴証明書の再交付)

第34条の4 運転経歴証明書の交付を受けた者は、運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、公安委員会に対して運転経歴証明亡失・滅失等てん末書(様式第38号)、運転経歴証明申請書(様式第34号)及び運転経歴証明書再交付申請書(第39号様式)を提出して運転経歴証明書の再交付を申請することができる。

2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類及び写真を同項の運転経歴証明申請書に添付しなければならない。

- (1) 当該申請に係る運転経歴証明書(当該運転経歴証明書を亡失し、又は滅失した場合にあつては、その事実を証するに足りる書類)
 - (2) 申請用写真
- (運転経歴証明書の返納)

第34条の5 運転経歴証明書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、運転経歴証明書(第2号の場合にあつては、発見し、又は回復した運転経歴証明書)を公安委員会に返納しなければならない。

- (1) 免許を受けたとき。
- (2) 運転経歴証明書の再交付を受けた後において亡失した運転経歴証明書を発見し、又は回復したとき。

第8章 雑則

第35条 削除

(高速自動車国道等における権限)

第36条 法第114条の3の規定に基づき、法の規定する警察署長の権限に属する事務のうち高速自動車国道及び自動車専用道路に係るものは、鹿児島県警察本部交通部高速道路交通警察隊長に行わせる。

(意見の聴取又は聴聞)

第37条 法第90条第4項の規定による通知、弁明及び有利な証拠の提出の機会の供与並びに法第75条第4項から第8項まで、法第104条及び法第104条の2(法第107条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取又は聴聞の通知、方法その実施について必要な事項は、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第27号)及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号)の定めるところによる。

(講習)

第38条 法第108条の2第1項第1号の講習の実施については安全運転管理者等に対する講習の実施に関する規則(昭和47年鹿児島県公安委員会規則第18号)に、同項第2号の講習の実施については取消処分者講習の実施に関する規則(平成15年鹿児島県公安委員会規則第8号)に、同項第3号の講習の実施については運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則(昭和40年鹿児島県公安委員会規則第22号)に、同項第4号、第5号、第7号及び第8号の講習の実施については大型免許等取得時講習の実施に関する規則(平成6年鹿児島県公安委員会規則第7号)に、同項第6号の講習の実施については原付講習の実施に関する規則(平成4年鹿児島県公安委員会規則第14号)に、同項第9号の講習の実施については指定自動車教習所の職員に対する講習等の実施に関する規則(平成6年鹿児島県公安委員会規則第9号)に、同項第10号の講習の実施については初心運転者講習の実施に関する規則(平成2年鹿児島県公安委員会規則第10号)に、同項第11号の講習の実施については運転免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習等の実施に関する規則(昭和47年鹿児島県公安委員会規則第3号)に、同項第12号の講習の実施については高齢者講習の実施に関する規則(平成21年鹿児島県公安委員会規則第14号)に、同項第13号の講習の実施については違反者講習の実施に関する規則(平成10年鹿児島県公安委員会規則第10号)に、同項第14号の講習の実施については、若年運転者講習の実施に関する規則(令和4年鹿児島県公安委員会規則第6号)に、同項第15号の講習の実施については特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則(令和5年鹿児島県公安委員会規則第17号)に、及び同項第16号の講習の実施については自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則(平成27年鹿児島県公安委員会規則第17号)にそれぞれ定めるところによる。

(地域交通安全活動推進委員等の活動区域等)

第39条 法第108条の29の規定による地域交通安全活動推進委員の活動区域及び法第108条の30の規定による地域交通安全活動推進委員協議会を組織すべき区域は、鹿児島県警察署設置条例(昭和29年鹿児島県条例第29号)に定める警察署の管轄区域とする。

附 則

1 この規則(以下「新規則」という。)は、昭和53年12月1日から施行する。ただし、第26条第3号の規定については、昭和54年4月1日から施行する。

- 2 鹿児島県道路交通法施行細則(昭和35年鹿児島県公安委員会規則第18号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。
- 3 新規則施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 新規則施行前にした反則行為に対する反則金の適用については、なお従前の例による。
- 5 新規則施行前に、旧規則の規定によつてした各種の申請その他の手続又は処分は、それぞれ新規則の相当の規定により行つた手続又は処分とみなす。
- 6 旧規則の規定による申請書、届出書等は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(昭和56年11月18日公安委員会規則第11号)

この規則は、昭和57年1月4日から施行する。

附 則(昭和58年2月18日公安委員会規則第2号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年9月30日公安委員会規則第8号)

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則(昭和62年9月30日公安委員会規則第8号)

この規則は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則(平成2年4月18日公安委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年8月31日公安委員会規則第11号)

- 1 この規則は、平成2年9月1日から施行する。

- 2 道路交通法の一部を改正する法律(平成元年法律第90号)附則第3項による同法施行後における旧法の初心運転者講習受講者については、改正前の規則第38条の「法第108条の2第1項第1号の講習の実施については、初心運転者講習の実施に関する規則(昭和60年鹿児島県公安委員会規則第12号)に定めるところによる。」の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成3年1月30日公安委員会規則第1号)

この規則は、平成3年3月1日から施行する。

附 則(平成3年3月27日公安委員会規則第9号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年12月25日公安委員会規則第14号)

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則(平成4年12月4日公安委員会規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年5月2日公安委員会規則第8号)

この規則は、平成6年5月10日から施行する。

附 則(平成6年9月28日公安委員会規則第11号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成7年3月20日公安委員会規則第4号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年8月23日公安委員会規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年9月25日公安委員会規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年9月30日公安委員会規則第12号)

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成10年11月4日公安委員会規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年12月8日公安委員会規則第17号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年9月10日公安委員会規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月17日公安委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年7月14日公安委員会規則第13号)

この規則は、平成12年7月21日から施行する。

附 則(平成13年3月16日公安委員会規則第6号)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行し、改正後の鹿児島県道路交通法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後の申請又は申出に係る交付について適用し、同日前の申請に係る交付については、なお従

前の例による。

- 2 改正前の鹿児島県道路交通法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成13年6月8日公安委員会規則第14号)

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成14年5月31日公安委員会規則第12号)

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則(平成16年3月12日公安委員会規則第2号)

- 1 この規則は、平成16年3月22日から施行する。

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正後の鹿児島県道路交通法施行細則(以下「新規則」という。)別表第2に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第9条の2の適用については、同条中「4.1メートル」とあるのは、従前のとおり、「3.8メートル」とする。

附 則(平成17年3月22日公安委員会規則第7号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第2九州自動車道の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年4月8日公安委員会規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年7月1日公安委員会規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年11月7日公安委員会規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年12月27日公安委員会規則第22号)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

- 2 改正前の鹿児島県道路交通法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成18年3月24日公安委員会規則第10号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年5月19日公安委員会規則第14号)

- 1 この規則は、平成18年6月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の鹿児島県道路交通法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成19年3月30日公安委員会規則第6号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月22日公安委員会規則第10号)

この規則は、平成19年6月2日から施行する。

附 則(平成19年9月28日公安委員会規則第24号)

- 1 この規則は、平成19年9月30日から施行する。

- 2 この規則の施行前に交付された改正前の鹿児島県道路交通法施行細則(以下「旧規則」という。)第6条第1項第3号クの規定による様式第1号の通行禁止除外指定車の標章は、当該通行禁止除外指定車の標章の有効期間が満了するまでの間は、改正後の鹿児島県道路交通法施行細則(以下「新規則」という。)第6条第1項第3号サの規定による様式第1号の通行禁止除外指定車の標章とみなす。

- 3 この規則の施行前に交付された改正前の旧規則第6条第1項第4号エ及びオの規定による様式第2号の駐車禁止除外指定車の標章及び様式第2号の2の駐車禁止除外指定車の標章は、当該標章の有効期間が満了するまでの間は、改正後の新規則第6条第1項第4号スの規定による様式第2号の2の駐車禁止除外指定車の標章とみなす。

- 4 この規則の施行前に交付された改正前の旧規則第6条第1項第4号カの規定による様式第3号の駐車可の標章は、当該標章の有効期間が満了するまでの間は、改正後の新規則第6条第1項第4号シの規定による様式第2号の駐車禁止除外指定車の標章とみなす。

- 5 公安委員会は、新規則第6条第2項の規定により、同条第1項第4号ス(ア)から(オ)のいずれかに該当する者から様式第2号の2の駐車禁止除外指定車の標章の交付の申請を受けた場合において、当該申請者が使用中の車両に掲出するため現に交付している駐車禁止除外指定車の標章があると認めるときは、当該駐車禁止除外指定車の標章と引換えに、同条第2項の規定による該駐車禁止除外指定車の標章の交付を行うものとする。

- 6 この規則の施行の際、現に公安委員会から駐車禁止除外指定車の標章の交付を受けている身体障害者が、新規則第6条第1項第4号ス(ア)に規定する別表の身体障害者障害程度等級に該当しない場合にあつては、この規則の施行の日から3年間に限って、引き続き駐車禁止除外指定車の標章の交付を申請することができるものとする。ただし、駐車禁止除外指定車の標章の有効期限は、平成22年9月29日とする。

- 7 この規則の施行前に交付された改正前の旧規則第7条第2項の規定による様式第7号の通行禁止道路通行許可車の標章は、当該標章の有効期間が満了するまでの間は、改正後の新規則第7条第3項規定による通行禁止道路通行許可証とみなす。
- 8 この規則の施行前に交付された改正前の旧規則第8条第3項の規定による様式第9号の駐車許可証は、当該駐車許可証の有効期間が満了するまでの間は、改正後の新規則第8条第5項の規定による様式第7号の駐車許可証とみなす。
- 9 新規則第6条第1項第3号サ(ア)及び同項第4号シ(ア)中に「通常郵便物」とあるのは、平成19年10月1日以降は「郵便物」と読み替える。

附 則(平成19年11月16日公安委員会規則第25号)抄

この規則は、平成19年12月1日から施行する。

附 則(平成20年5月30日公安委員会規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月9日公安委員会規則第19号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成20年9月12日公安委員会規則第21号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月13日公安委員会規則第4号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月26日公安委員会規則第18号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成22年3月12日公安委員会規則第5号)

この規則中別表第3の改正規定は、平成22年4月1日から、別表第4の改正規定(「末吉町深川末吉財部IC」を「大隅町岩川曾於弥五郎IC」に改める部分に限る。)は、同年3月14日から、その他の改正規定は、同月23日から施行する。

附 則(平成22年4月2日公安委員会規則第10号)

この規則は、平成22年4月19日から施行する。

附 則(平成22年11月2日公安委員会規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月25日公安委員会規則第7号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日公安委員会規則第10号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月6日公安委員会規則第13号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年3月29日公安委員会規則第8号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月12日公安委員会規則第9号)

この規則は、平成25年4月15日から施行する。

附 則(平成25年6月21日公安委員会規則第11号)

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成26年3月14日公安委員会規則第3号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第4九州自動車道の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月20日公安委員会規則第9号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月31日公安委員会規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月18日公安委員会規則第5号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日公安委員会規則第8号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月10日公安委員会規則第6号)

この規則は、平成29年3月12日から施行する。

附 則(平成29年3月21日公安委員会規則第18号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月16日公安委員会規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年10月19日公安委員会規則第5号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項第4号及び第10条第1号の改正規定は、平成30年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の鹿児島県道路交通法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成31年2月8日公安委員会規則第1号)

この規則は、平成31年3月1日から施行する。

附 則(令和元年7月30日公安委員会規則第8号)

この規則は、令和元年7月31日から施行する。

附 則(令和元年10月25日公安委員会規則第10号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の鹿児島県道路交通法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和2年3月31日公安委員会規則第4号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年8月11日公安委員会規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月19日公安委員会規則第10号)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県道路交通法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和3年3月30日公安委員会規則第15号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年7月2日公安委員会規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年7月16日公安委員会規則第26号)

この規則は、令和3年7月17日から施行する。

附 則(令和3年12月10日公安委員会規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年4月12日公安委員会規則第7号)

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

附 則(令和4年7月1日公安委員会規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年10月14日公安委員会規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月24日公安委員会規則第13号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月30日公安委員会規則第19号)

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

通行禁止除外関係

番号	用務
1	児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)に基づく立入調査
2	狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく犬の捕獲
3	食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく臨検検査
4	環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく公害監視、測定等
5	河川法(昭和39年法律第167号)に基づく河川管理施設の維持管理
6	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく感染症の患者の収容又は感染症予防活動

別表第2(第6条関係)

駐車禁止除外関係

番号	用務
----	----

1	児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)に基づく立入調査
2	狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく犬の捕獲
3	食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく臨検検査
4	環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく公害監視, 測定等
5	河川法(昭和39年法律第167号)に基づく河川管理施設の維持管理
6	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく感染症の患者の収容又は感染症予防活動
7	歯科医師法(昭和23年法律第202号)に基づく往診歯科診療器材搭載車両又は携帯用往診歯科診療器材搭載車両による緊急往診

別表第3(第6条関係)
障害者等級区分表

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害		3級	特別項症から第四項症までの各項症
上肢不自由		1級, 2級の1及び2級の2	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由		1級から4級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
体幹不自由		1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
乳幼児期以前の 非進行性の脳病 変による運動機 能障害	上肢機 能	1級及び2級(一上肢のみに運動機 能障害がある場合を除く)	—
	移動機 能	1級及び2級	—
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障 害		1級, 3級及び4級の各級	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによ る免疫機能障害		1級から3級までの各級	—
肝臓機能障害		1級から3級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症

別表第4(第9条の2関係)

路線名	区間又は区域
九州縦貫自動車道	始良郡湧水町中津川(宮崎県境)から鹿児島市田上8丁目鹿児島ICまで
東九州自動車道	志布志市志布志町志布志志布志ICから霧島市隼人町住吉隼人東ICまで
一般国道3号 南九州西回り自動車 道	阿久根市脇本阿久根北ICから阿久根市鶴川内阿久根ICまで
一般国道3号 南九州西回り自動車 道	薩摩川内市水引町薩摩川内水引ICから鹿児島市田上八丁目鹿児島ICまで

一般国道3号 鹿児島バイパス	鹿児島市田上八丁目3980番1から同市武二丁目48番89まで
一般国道3号	出水市境町(県境)から鹿児島市伊敷町639番地まで
一般国道3号	鹿児島市伊敷町639番地から同市城山町1番の1まで
一般国道3号	薩摩川内市西向田町296番地から同市木場茶屋町字小吹8253番地4まで
一般国道10号	曾於市末吉町深川字見帰原1205番3から鹿児島市城山町1番の1まで
一般国道10号	始良市加治木町反土字八幡領1450番2から同町木田字岩下2525番3まで
一般国道10号	始良市加治木町日木山字遊田587番2から同市加治木町反土字中川原2195番4まで
一般国道10号(隼人道路)	霧島市隼人町住吉字住吉崎2000番2から始良市加治木町反土字八幡領1448番2まで
一般国道58号	鹿児島市山下町5番1から同市名山町12番1まで
一般国道220号	志布志市志布志町大字夏井字境谷(宮崎県境)から霧島市国分敷根字松崎143番1まで
一般国道220号 古江バイパス	鹿屋市海道町779番1地先から垂水市新城字梶ヶ平4346番1地先まで
一般国道224号	垂水市大字海潟新道2065番地1から鹿児島市桜島横山38番地まで
一般国道225号	枕崎市西本町256番から鹿児島市城山町1番の1まで
一般国道225号	南九州市川辺町野崎8308番地1先から鹿児島市平川町5549番地9先まで
一般国道226号	枕崎市高見町82番1地先から同市東本町148番地先まで
一般国道226号	指宿市十二町字芝山487番の1から鹿児島市下福元町辻7631番11まで
一般国道267号	薩摩川内市大小路町字原口2693番2から同市東郷町斧渕字上鶴田8127番まで
一般国道268号	伊佐市大口里字諏訪馬場1906番1地先から始良郡湧水町木場字後川原31番4地先まで
一般国道269号	曾於市大隅町岩川字諏訪ノ脇5591番1地先から同市末吉町南之郷字山ノ上69番2地先まで
一般国道269号	鹿屋市北田町7257番1地先から同市札元二丁目3685番9地先まで
一般国道270号	日置市吹上町中原字野町2927番1地先からいちき串木野市大里字迫田前6195番5地先まで
一般国道447号	出水市緑町20番13地先から同市米ノ津町141番地先まで
一般国道504号	霧島市溝辺町麓字曲迫284番1地先から同市溝辺町麓字麓原1363番3地先まで
主要地方道鹿児島吉田線	鹿児島市宮之浦町3180番1から1502番11まで
主要地方道指宿鹿児島インター線	鹿児島市上福元町字池尾7114番7地先から同市西陵一丁目3984番12地先まで
主要地方道鹿児島川辺線(南薩縦貫道)	鹿児島市下福元町字朝鮮谷11135番2地先から南九州市川辺町野崎字馬場田4234番1地先まで
主要地方道鹿児島加世田線(南薩縦貫道)	鹿児島市上福元町谷山ICから同市下福元町字朝鮮谷11135番2地先まで
主要地方道谷山伊作線	鹿児島市下福元町字苞落12385番1から日置市吹上町中原字野町2927番1まで
主要地方道鹿児島東市来線	鹿児島市上荒田町3番1から同市武三丁目2番9まで

主要地方道鹿児島蒲生線	鹿児島市宮之浦町1502番11から同市西佐多町52番まで
主要地方道瀬谷川辺線(南薩縦貫道)	南九州市川辺町野崎字馬場田4234番1地先から同市知覧町瀬世字田淵784番1地先まで
主要地方道枕崎港線	枕崎市汐見町261番地先から同市折口町1番地先まで
主要地方道枕崎知覧線(南薩縦貫道)	南九州市知覧町瀬世字田淵784番1地先から枕崎市東本町197番地先まで
主要地方道串木野樋脇線	いちき串木野市大原町128番地先から同市上名字瀬城作5050番4地先まで
主要地方道川内加治木線	薩摩川内市西向田町1番3地先から同市東向田町1番地先まで
主要地方道栗野加治木線	始良郡湧水町木場字後川原31番4地先から同町米永字宮ノ脇471番1地先まで
主要地方道麓重富停車場線	鹿児島市西佐多町52番地先から始良市大字平松字前田1130番地先まで
主要地方道志布志福山線	志布志市志布志町志布志二丁目2772番4地先から霧島市福山町福山字樗木段5130番70地先まで
主要地方道志布志福山線(都城志布志道路)	志布志市志布志町安楽志布志ICから同市有明町伊崎田有明北ICまで
主要地方道鹿屋吾平佐多線	鹿屋市大手町1番地先から同市共栄町6980番地先まで
主要地方道鹿屋吾平佐多線	肝属郡肝付町富山字上牧1007番1地先から鹿屋市吾平町麓字名主原553番3地先まで
主要地方道垂水南之郷線	曾於市末吉町南之郷字後原畑5241番2地先から同市末吉町南之郷字黒房5212番4地先まで
一般県道飯野松山都城線(都城志布志道路)	志布志市有明町伊崎田有明北ICから曾於市末吉町南之郷(宮崎県境)まで
一般県道飯野松山都城線	曾於市末吉町南之郷字黒房5212番4地先から同市末吉町南之郷字中崎1487番1地先まで
一般県道鹿児島停車場線	鹿児島市浜町1番7地先から同市名山町12番1地先まで
一般県道郡元鹿児島港線	鹿児島市東郡元町1番1地先(産業道路入口)から同市南栄五丁目10番41地先まで
一般県道玉取迫鹿児島港線	鹿児島市上福元町玉取迫7233番1地先から同市南栄六丁目1番3地先まで
一般県道川内停車場線	薩摩川内市東向田町1番地先から同市鳥追町54番1地先まで
一般県道京泊草道線	薩摩川内市港町字内山347番3から同市水引町字外間瀬田3185番1まで
一般県道日当山敷根線	霧島市国分敷根字剣崎389番4地先から同市国分敷根字東牟田1792番1地先まで
一般県道志布志港線	志布志市志布志町帖字向川原6617番18地先から6617番44地先まで
一般県道志布志停車場線	志布志市志布志町志布志三丁目3133番449地先から2376番6地先まで
一般県道鹿屋環状線	鹿屋市笠之原町笠之原ICから鹿屋市東原町東原ICまで

一般県道鹿屋串良インター線	鹿屋市東原町東原ICから鹿屋市串良町細山田鹿屋串良JCTまで
鹿児島市道棧橋線	鹿児島市山下町14番1地先から同市易居町9番34地先まで
鹿児島市道中洲通線	鹿児島市上荒田町3番1から同市下荒田二丁目31番1まで
鹿児島市道日之出線	鹿児島市小松原一丁目15番21地先から18番1地先まで
鹿児島市道小松原山田線	鹿児島市小松原二丁目10番3地先から15番22地先まで(小松原地下道を除く。)
鹿児島市道松崎卸本町線	鹿児島市上福元町4806番先から同市卸本町5番5先まで
鹿児島市道にわ都市南線	鹿児島市南栄五丁目1番地先から2番地先まで
鹿児島市道城南2号線	鹿児島市城南町22番1地先から24番61地先まで
鹿児島市道易居2号線	鹿児島市易居町12番6地先から12番1地先まで
鹿児島市道錦江2号線	鹿児島市錦江町2番27先から11番9先まで
鹿児島市道錦江9号線	鹿児島市錦江町11番9先から11番15先まで
鹿児島市道宇宿53号線	鹿児島市宇宿二丁目15番地先から14番6地先まで
鹿児島市道金属団地2号線	鹿児島市宇宿二丁目12番1地先から6番1地先まで
鹿児島市道東開5号線	鹿児島市東開町4番7地先から4番17地先まで
鹿児島市道東開9号線	鹿児島市東開町11番1地先から3番72地先まで
鹿児島市道南栄2号線	鹿児島市南栄一丁目11番1地先から同市南栄三丁目24番2地先まで
鹿児島市道南栄4号線	鹿児島市卸本町6番2地先から同市南栄四丁目20番1地先まで
鹿児島市道南栄8号線	鹿児島市南栄四丁目29番地先から同市南栄二丁目14番地先まで
鹿児島市道谷山港1号線	鹿児島市南栄六丁目6番先から同市谷山港一丁目10番先まで
鹿児島市道谷山港8号線	鹿児島市谷山港一丁目3番19地先から同市谷山港三丁目1番44地先まで
指宿市道矢石桁線	指宿市十町2475番8地先から429番4地先まで
薩摩川内市道駅前・白和線	薩摩川内市鳥追町54番1地先から128番地先まで
曾於市道大路・見帰線	曾於市末吉町南之郷字二反田5742番1地先から同市末吉町南之郷字見帰6024番1地先まで
志布志市道飯野・松山線	志布志市有明町伊崎田字字尾5602番4地先から同市松山町新橋字大原4306番1地先まで
志布志市道香月・若浜線	志布志市志布志町志布志三丁目2312番248地先から同市志布志町志布志字東町3253番4地先まで
志布志市道東町2号線	志布志市志布志町志布志二丁目2771番9地先から同市志布志町志布志字東町3223番6地先まで
南九州市道平山宮線	南九州市川辺町平山5988番地1先から3905番地先まで
臨港道路本港区線	鹿児島市浜町1番7地先から同市城南町24番29地先まで
臨港道路本港区線	鹿児島市小川町26番21地先から26番17地先まで
臨港道路北ふ頭線	鹿児島市易居町13番19地先から同市本港新町3番県営第1駐車場南側まで
臨港道路北ふ頭支線	鹿児島市本港新町3番県営第1駐車場南側から北ふ頭4号上屋東側まで

臨港道路北ふ頭支線	鹿児島市本港新町3番臨港道路北ふ頭線との接続地点から北ふ頭1号上屋南側まで
臨港道路北ふ頭支線	鹿児島市本港新町3番臨港道路北ふ頭線との接続地点から北ふ頭1号上屋北側まで
臨港道路南ふ頭線	鹿児島市住吉町16番25地先から同市本港新町6番県営第5駐車場北側まで
臨港道路南ふ頭支線	鹿児島市本港新町6番臨港道路南ふ頭線との接続地点からみしま旅客待合所東側まで
臨港道路南ふ頭支線	鹿児島市本港新町6番臨港道路南ふ頭線との接続地点からとしま旅客待合所東側まで
臨港道路南北ふ頭線	鹿児島市本港新町4番2地先から5番2地先まで
臨港道路本港中央線	鹿児島市名山町13番27地先から同市本港新町4番6地先まで
臨港道路桜島フェリーターミナル線	鹿児島市小川町28番1地先から同市本港新町4番2地先まで
臨港道路本港南線	鹿児島市城南町24番29地先から24番61地先まで
臨港道路高速船ふ頭線	鹿児島市本港新町5番2地先から5番ロータリーまで
臨港道路新港区線	鹿児島市城南町45番1地先から同市与次郎一丁目2295番109地先まで
臨港道路新港南線	鹿児島市城南町6番8地先から45番1地先まで
臨港道路新港南1号支線	鹿児島市城南町45番1地先から51番1地先まで
臨港道路新港南2号支線	鹿児島市城南町45番1地先から51番3地先まで
臨港道路新港南3号支線	鹿児島市城南町45番1地先から51番4地先まで
臨港道路新港中央線	鹿児島市城南町22番1地先から52番地先まで
臨港道路新港北線	鹿児島市南林寺町30番11地先から同市城南町33番地先まで
臨港道路新港北支線	鹿児島市城南町16番1地先から23番2地先まで
臨港道路新港北支線	鹿児島市城南町35番2地先から36番地先まで
臨港道路新港北支線	鹿児島市城南町35番3地先から34番地先まで
臨港道路新港北支線	鹿児島市城南町34番地先から36番地先まで
臨港道路新港北支線	鹿児島市城南町35番1地先から35番4地先まで
臨港道路新港北支線	鹿児島市城南町35番4地先から36番北端まで
臨港道路錦江線	鹿児島市錦江町25番1地先から26番4地先まで
臨港道路鴨池中央港区線	鹿児島市宇宿二丁目6番1地先から3797番1地先まで
臨港道路木材港区線	鹿児島市宇宿二丁目6番1地先から同市東開町11番1地先まで
臨港道路東開南栄線	鹿児島市東開町字東開12番7地先から同市南栄三丁目29番地先まで
臨港道路人工島巡回線	鹿児島市中央港新町1番臨港道路中央港区ふ頭線との接続地点から同市宇宿二丁目6番1地先まで
臨港道路マリンポートかごしまふ頭内道路	鹿児島市中央港新町1番臨港道路人工島巡回線との接続地点からマリンポート1号岸壁との接続地点まで
臨港道路中央港区ふ頭線	鹿児島市中央港新町1番親水広場駐車場との接続地点から臨港道路人工島巡回線との接続地点まで

臨港道路谷山一区北線	鹿児島市卸本町8番7地先から同市南栄四丁目5番1地先まで
臨港道路谷山一区北支線	鹿児島市卸本町8番23地先から同市南栄四丁目39番地先までの区域
臨港道路谷山一区西線	鹿児島市南栄五丁目28番地先から36番地先まで
臨港道路谷山一区西線	鹿児島市南栄五丁目29番地先から10番13地先まで
臨港道路谷山一区西線	鹿児島市南栄五丁目29番地先から10番18地先まで
臨港道路谷山一区西線	鹿児島市南栄五丁目32番地先から2番地先まで
臨港道路谷山一区南線	鹿児島市南栄五丁目36番地先から同市谷山港一丁目4番6地先まで
臨港道路谷山一区南支線	鹿児島市谷山港一丁目16番地先から20番地先まで
臨港道路谷山一区南支線	鹿児島市谷山港一丁目21番地先から23番地先まで
臨港道路谷山一区南支線	鹿児島市谷山港一丁目24番地先から26番地先まで
臨港道路谷山一区南支線	鹿児島市谷山港一丁目20番地先から25番地先まで
臨港道路谷山一区南防波堤線	鹿児島市谷山港一丁目4番6号地先から5番8地先まで
臨港道路谷山二区中央線	鹿児島市南栄六丁目2番12地先から同市セツ島一丁目1番31地先まで
臨港道路谷山二区西線	鹿児島市セツ島一丁目109番地先から同市下福元町字辻7631番3地先まで
臨港道路谷山二区東ふ頭連絡線	鹿児島市谷山港一丁目4番6地先から5番1地先まで
臨港道路谷山二区東ふ頭線	鹿児島市谷山港一丁目5番1地先から同市谷山港三丁目17番地先まで
臨港道路谷山二区東ふ頭支線	鹿児島市谷山港三丁目13番地先臨港道路谷山二区東ふ頭線との接続地点から岸壁との接続地点まで
臨港道路谷山二区東ふ頭支線	鹿児島市谷山港三丁目15番地先臨港道路谷山二区東ふ頭線との接続地点から16番地先まで
臨港道路谷山二区東ふ頭支線	鹿児島市谷山港三丁目15番地先臨港道路谷山二区東ふ頭線との接続地点から岸壁との接続地点まで
臨港道路谷山二区第1ふ頭線	鹿児島市南栄六丁目2番12地先から同市谷山港三丁目1番5地先まで
臨港道路谷山二区第1ふ頭支線	鹿児島市谷山港二丁目17番地先から20番地先まで
臨港道路谷山二区第1ふ頭支線	鹿児島市谷山港二丁目24番地先から26番地先まで
臨港道路谷山二区第1ふ頭支線	鹿児島市谷山港二丁目18番地先から24番地先まで

臨港道路谷山二区第1 ふ頭支線	鹿児島市谷山港二丁目19番地先から25番地先まで
臨港道路谷山二区第1 ふ頭支線	鹿児島市谷山港二丁目20番地先から28番地先まで
臨港道路谷山二区第1 ふ頭支線	鹿児島市谷山港二丁目21番地先臨港道路谷山二区第1ふ頭線との接続地点から 岸壁との接続地点まで
臨港道路谷山二区第1 ふ頭支線	鹿児島市谷山港二丁目22番地先臨港道路谷山二区第1ふ頭線との接続地点から 岸壁との接続地点まで
臨港道路谷山二区第1 ふ頭支線	鹿児島市谷山港三丁目1番5地先から同市谷山港二丁目6番3地先まで
臨港道路谷山二区第2 ふ頭線	鹿児島市七ツ島一丁目79番地先から88番地先まで
臨港道路谷山二区第2 ふ頭支線	鹿児島市七ツ島一丁目92番地先から79番地先岸壁との接続地点まで
臨港道路谷山二区第2 ふ頭支線	鹿児島市七ツ島一丁目82番地先臨港道路谷山二区第2ふ頭線との接続地点から 岸壁との接続地点まで
臨港道路谷山二区第2 ふ頭支線	鹿児島市七ツ島一丁目84番地先臨港道路谷山二区第2ふ頭線との接続地点から 岸壁との接続地点まで
臨港道路谷山二区第2 ふ頭支線	鹿児島市七ツ島一丁目82番地先から90番地先岸壁との接続地点まで
臨港道路谷山二区第2 ふ頭支線	鹿児島市七ツ島一丁目84番地先から89番地先岸壁との接続地点まで
臨港道路谷山二区第2 ふ頭支線	鹿児島市七ツ島一丁目88番地先臨港道路谷山二区第2ふ頭線との接続地点から 岸壁との接続地点まで
臨港道路谷山二区第3 ふ頭線	鹿児島市七ツ島一丁目98番地先から40番4地先まで
臨港道路谷山二区第3 ふ頭支線	鹿児島市七ツ島一丁目106番地先から104番地先まで
臨港道路谷山二区七 ツ島ふ頭線	鹿児島市七ツ島一丁目92番地先から99番地先まで
臨港道路谷山二区七 ツ島ふ頭支線	鹿児島市七ツ島一丁目91番地先から94番地先まで
臨港道路谷山二区七 ツ島ふ頭支線	鹿児島市七ツ島一丁目97番地先から95番地先まで
臨港道路谷山二区七 ツ島ふ頭支線	鹿児島市七ツ島一丁目94番地先から96番地先まで
臨港道路谷山二区七 ツ島ふ頭支線	鹿児島市七ツ島一丁目102番地先から96番地先まで
臨港道路谷山二区七 ツ島ふ頭支線	鹿児島市七ツ島一丁目102番地先から104番地先まで
臨港道路谷山二区船 だまり線	鹿児島市七ツ島一丁目109番地先から111番3地先まで
臨港道路谷山二区南 線	鹿児島市七ツ島一丁目1番31地先から2番2地先まで
臨港道路(D-1-1)	薩摩川内市港町字唐山6110番177地先から6121番3地先まで
臨港道路(D-1-4)	薩摩川内市港町字唐山6110番179地先制限区域との接続地点から臨港道路(D-1- 1)との接続地点まで

臨港道路(D-1-5)	薩摩川内市港町字唐山6110番183地先から6110番177地先まで
臨港道路(D-1-6)	薩摩川内市港町字唐山6110番186地先臨港道路(D-1-1)との接続地点から臨港道路(D-1-19)との接続地点まで
臨港道路(D-1-7)	薩摩川内市港町字唐山6110番183地先から6110番188地先まで
臨港道路(D-1-15)	薩摩川内市港町字立島269番3地先から同市港町字唐山6121番3地先まで
臨港道路(D-1-19)	薩摩川内市港町字唐山6110番186地先から6110番196臨港道路(D-1-23)との接続地点まで
臨港道路(D-1-20)	薩摩川内市港町字唐山6110番196岸壁との接続地点から臨港道路(D-1-19)との接続地点まで
臨港道路(D-1-21)	薩摩川内市港町字唐山6110番196臨港道路(D-1-19)との接続地点から緑地との接続地点まで
臨港道路(D-1-22)	薩摩川内市港町字唐山6110番196臨港道路(D-1-23)との接続地点から駐車場との接続地点まで
臨港道路(D-1-23)	薩摩川内市港町字唐山6110番199から6110番196臨港道路(D-1-22)との接続地点まで
臨港道路(D-1-24)	薩摩川内市港町字唐山6110番199岸壁との接続地点から臨港道路(D-1-23)との接続地点まで
臨港道路1号線	志布志市志布志町帖字向川原6617番156地先から同市志布志町志布志字若浜3304番1地先まで
臨港道路2号線	志布志市志布志町帖字向川原6617番18地先から6617番156地先まで
臨港道路3号線	志布志市志布志町志布志字東町3223番6地先から同市志布志町志布志字若浜3310番地先まで
臨港道路4号線	志布志市志布志町帖字山ノ神6738番11地先から同市志布志町帖字向川原6617番18地先まで
臨港道路5号線	志布志市志布志町志布志二丁目3133番399地先から同市志布志町志布志字東町3223番6地先まで
臨港道路6号線	志布志市志布志町帖字向川原6617番164地先から同市志布志町志布志字東町3240番2地先まで
臨港道路7号線	志布志市志布志町志布志字東町3253番4地先から同市志布志町志布志字若浜3273番2地先まで
臨港道路8号線	志布志市志布志町志布志字若浜3273番2地先から3283番地先まで
臨港道路9号線	志布志市志布志町志布志字若浜3283番地先から3314番3地先まで
臨港道路10号線	志布志市志布志町志布志字若浜3304番1地先から3325番2地先まで
臨港道路11号線	志布志市志布志町志布志字若浜3304番1地先から同市志布志町安楽字中島462番地先まで
臨港道路若浜緑地線	志布志市志布志町志布志字若浜3258番4地先から3262番地先まで
臨港道路新若浜1号線	志布志市志布志町安楽字汐掛296番3地先から同市志布志町安楽字北又486番地4地先まで
臨港道路新若浜2号線	志布志市志布志町志布志字若浜3304番1地先から同市志布志町安楽字汐掛296番10地先まで
臨港道路(D-1-3)	志布志市志布志町帖字向川原6617番182地先から6617番185地先まで
臨港道路(D-1-4)	志布志市志布志町帖字向川原6617番142地先から6617番188地先まで
臨港道路(D-1-5)	志布志市志布志町帖字向川原6617番189地先から6617番185地先まで
臨港道路(D-1-6)	志布志市志布志町帖字向川原6617番189地先臨港道路(D-1-4)との接続地点から6617番185地先まで

臨港道路(D-1-7)	志布志市志布志町帖字向川原6617番187地先から6617番185地先まで
臨港道路(D-1-8)	志布志市志布志町帖字向川原6617番187地先臨港道路(D-1-4)との接続地点から6617番185地先まで
臨港道路(D-1-12)	志布志市志布志町帖字向川原6617番156地先臨港道路2号線との接続地点から制限区域との接続地点まで
臨港道路(D-1-42)	志布志市志布志町志布志字若浜3310番地先から3327番地先まで
臨港道路(D-1-43)	志布志市志布志町志布志字若浜3291番地先から3291番1地先まで
臨港道路(D-1-45)	志布志市志布志町志布志字若浜3314番3地先から3314番1地先まで
臨港道路(D-1-46)	志布志市志布志町志布志字若浜3287番地先から3290番地先まで
臨港道路(D-1-47)	志布志市志布志町志布志字若浜3284番地先から3286番地先まで
臨港道路(D-1-48)	志布志市志布志町志布志字若浜3284番地先から3292番1地先まで
臨港道路(D-1-49)	志布志市志布志町志布志字若浜3269番1地先から3268番地先まで
臨港道路(D-1-50)	志布志市志布志町志布志字若浜3269番1地先から3270番地先まで
臨港道路(D-1-55)	志布志市志布志町志布志字若浜3259番2地先から3263番地先まで
臨港道路(D-1-56)	志布志市志布志町志布志字若浜3259番1地先から3259番2地先まで
臨港道路(D-1-60)	志布志市志布志町志布志字若浜3269番1地先から3284番地先まで

様式第1号(第6条関係)

● ● ●

番 号 第 号 発行日 年 月 日 通 行 禁 止 除 外 指 定 車 指定にかかる用務() 車両(登録)番号 号 除外する区域 又は道路の区間 期 間 年 月 日 日まで有効	鹿児島県公安委員会 印
---	---

備考 1 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。

- 2 緑線の色は、黄色とする。
- 3 表面は、コピーけん制印刷(コピーガード)とする。

(夏)

注 意 事 項

- 1 通行を禁止された区域又は区間を通行するときは、この標章を前方から見やすい箇所に掲出してください。
- 2 通行を禁止された区域又は区間を通行するときは、特に歩行者に注意し、徐行してください。
- 3 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
- 4 現場において警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。
- 5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。
- 6 次の場合は、この標章(2)の場合は発見した標章)を速やかに返納してください。
 - (1) 有効期限が経過したとき。
 - (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
 - (3) 使用する必要がなくなったとき。
 - (4) 公安委員会から返納を命ぜられたとき。

☐被交付者等
 住所

氏名

標 章 (表)

番 号 ④第 発行日 年 月 日
駐 車 禁 止 除 外 指 定 車
使 用 中
車両(登録)番号 _____ 号
運転者の連絡先/用務先 _____ 別紙のとおり
期 間 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで有効
鹿児島県公安委員会

備考 1 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。

2 縁線の色は、赤色とする。

3 表面は、コピーけん制印刷(コピーガード)とする。

(裏)

注 意 事 項	1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。 ※ 次のような駐車はできません。 ● 駐停車禁止場所の駐車(道路交通法第44条第1項及び第75条の8) ● 法定駐車禁止場所の駐車(道路交通法第45条第1項各号及び第2項) ● 駐車の方法に従わない駐車(道路交通法第47条) ● 車庫代わり駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項) ● 長時間駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項) 2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。 3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。 4 現場において警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。 5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。 6 次の場合は、この標章(2)の場合は発見した標章)を速やかに返納してください。 (1) 有効期限が経過したとき。 (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。 (3) 使用する必要がなくなったとき。 (4) 公安委員会から返納を命ぜられたとき。 □被交付者等 住所 _____ 氏名 _____
----------------	--

標 章 (表)

番 号 第 号 発行日 年 月 日
駐 車 禁 止 除 外 指 定 車 歩 行 困 難 者 使 用 中
車両(登録)番号 号 その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両
運転者の連絡先/用務先 別紙のとおり
期 間 年 月 日まで有効
鹿児島県公安委員会

- 備考 1 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。
- 2 縁線の色は、赤色とする。
- 3 表面は、コピーけん制印刷(コピーガード)とする。

(裏)

注 意 事 項
1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。 ※ 次のような駐車はできません。 ● 駐停車禁止場所の駐車(道路交通法第44条第1項及び第75条の8) ● 法定駐車禁止場所の駐車(道路交通法第45条第1項各号及び第2項) ● 駐車の方法に従わない駐車(道路交通法第47条) ● 車庫代わり駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項) ● 長時間駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項) 2 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。 3 現場において警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。 4 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。 5 次の場合は、この標章(2)の場合は発見した標章)を速やかに返納してください。 (1) 有効期限が経過したとき。 (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。 (3) 使用する必要がなくなったとき。 (4) 公安委員会から返納を命ぜられたとき。 □被交付者等 住所 氏名

様式第3号(第6条関係)

		標章 番号	
通行禁止除外標章交付申請書			
鹿兒島県公安委員会 殿		年 月 日	
		住所 申請者 氏名 (電話 (携帯電話	))
主たる運転者の 住 所 氏 名	(電話) (携帯電話)		
期 間			
場 所 又 は 区 間			
車 両 の 種 類		車両(登録)番号	
申 請 理 由	該当するものにレ印 ☐ 専ら郵便法に基づく郵便物の集配 ☐ 電気通信事業法に基づく電報の配達 ☐ 道路交通法に基づく放置駐車車両確認事務 ☐ 医師法に基づく医師及び保健師助産師看護師法に基づく助産師による緊急往診 ☐ 報道機関の緊急取材 ☐ 交通安全施設及び道路交通法の規定によるパーキング・メーターの維持管理 ☐ 児童虐待の防止等に関する法律に基づく立入調査 ☐ 狂犬病予防法に基づく犬の捕獲 ☐ 食品衛生法に基づく臨検検査 ☐ 環境基本法に基づく公害監視、測定等 ☐ 河川法に基づく河川管理施設の維持管理 ☐ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症の患者の収容 又は感染症予防活動		
備 考	☐ 代書 代書理由 代書者 住所 氏名 申請者(交付対象者)との関係()		

備考 1 申請者欄は、交付要件に該当する交付対象者を記載すること。

備考 2 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

備考 3 申請書を代書した場合は、備考欄に代書の理由、代書者の住所、氏名及び申請者との関係を記載すること。

様式第4号(第6条関係)

		標章 番号																												
駐車禁止除外標章交付申請書																														
鹿児島県公安委員会 殿		年 月 日																												
		住所 申請者 氏名 (電話) (携帯電話)																												
主たる運転者の 住 所 氏 名	(電話) (携帯電話)																													
期 間 (日 時)																														
場 所																														
車 両 の 種 類		車両(登録)番号																												
申 請 理 由	☐ 【駐車標章】該当するものにレ印 ☐ 専ら郵便法に基づく郵便物の集配 ☐ 電気通信事業法に基づく電報の配達 ☐ 道路交通法に基づく放置駐車車両確認事務 ☐ 医師法に基づく医師及び保健師助産師看護師法に基づく助産師による緊急往診 ☐ 報道機関の緊急取材 ☐ 交通安全施設及び道路交通法の規定によるパーキング・メーターの維持管理 ☐ 患者輸送車又は車いす移動車による輸送業務 ☐ 児童虐待の防止等に関する法律に基づく立入調査 ☐ 狂犬病予防法に基づく犬の捕獲 ☐ 食品衛生法に基づく臨検検査 ☐ 環境基本法に基づく公害監視、測定等 ☐ 河川法に基づく河川管理施設の維持管理 ☐ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症の患者の収容又は感染症予防活動																													
	☐ 歯科医師法に基づく往診歯科診療器材搭載車両又は携帯用往診歯科診療器材搭載車両 ☐ 【身障者標章】 該当するものに○印をし、障害の区分、障害の級別又は障害の程度及び手帳番号を記入 ☐ 身体障害者手帳 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>障害の区分</td> <td></td> <td>障害の級別</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>手帳番号</td> <td></td> </tr> </table> ☐ 戦傷病者手帳 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>障害の区分</td> <td></td> <td>障害の程度</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>手帳番号</td> <td></td> </tr> </table> ☐ 療育手帳 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>障害の程度</td> <td>☐A1 ☐A2 ☐A</td> <td>手帳番号</td> <td></td> </tr> </table> ☐ 精神障害者保健福祉手帳 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>障害の程度</td> <td>1級</td> <td>手帳番号</td> <td></td> </tr> </table> ☐ 小児慢性特定疾病にかかる医療受給者証 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>障害の区分</td> <td>色素性乾皮症</td> <td>受給者番号</td> <td></td> </tr> </table>			障害の区分		障害の級別				手帳番号		障害の区分		障害の程度				手帳番号		障害の程度	☐ A1 ☐ A2 ☐ A	手帳番号		障害の程度	1級	手帳番号		障害の区分	色素性乾皮症	受給者番号
障害の区分		障害の級別																												
		手帳番号																												
障害の区分		障害の程度																												
		手帳番号																												
障害の程度	☐ A1 ☐ A2 ☐ A	手帳番号																												
障害の程度	1級	手帳番号																												
障害の区分	色素性乾皮症	受給者番号																												
備 考	☐ 代書 代書理由 代書者 住所 氏名 申請者(交付対象者)との関係()																													

備考 1 申請者欄は、交付要件に該当する交付対象者を記載すること。

備考 2 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

備考 3 申請書を代書した場合は、備考欄に代書の理由、代書者の住所、氏名及び申請者との関係を記載すること。

様式第5号(第8条関係)

		許可 番号	
駐車許可証交付申請書			
警察署長 殿		年 月 日	
		住所 申請者 氏名 (電話) (携帯電話)	
主たる運転者の 住 所 氏 名	(電話) (携帯電話)		
期 間 (日 時)			
場 所			
車 両 の 種 類		車両(登録)番号	
申 請 理 由			
備 考	☐ 代書 代書理由 代書者 住所 氏名 申請者(交付対象者)との関係()		
添 付 書 類	☐ 自動車検査証 ☐ 駐車しようとする場所及びその周辺が確認できる見取図 ☐ 運転者の運転免許証の写し ☐ その他()		
確 認 事 項	1 日時 ☐ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。 ☐ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。		
	2 場所 ☐ 駐車禁止の規制が実施されている場所であること。 (□放置駐車となる場合にあっては、道路交通法第45条第1項各号に掲げる場所でないこと。) (□道路交通法第45条第2項の無余地となる場所でないこと。) ☐ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。		
	3 用務 ☐ 公共交通機関等の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。 ☐ 5分を超えない時間内の貨物の積卸し、その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。 ☐ 道路交通法第77条第1項各号(道路使用許可)に規定する行為を伴う用務でないこと。		
	4 駐車可能な場所の有無 次の範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又は、これらの利用がおよそ不可能と認められること。 ☐ 重量、長大な貨物の積卸し、又は傷病(後遺症を含む。)により歩行が困難な場合で、用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近 ☐ その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね300メートル以内。		

- 備考 1 太枠内を記載すること。
 2 申請者欄は、交付要件に該当する交付対象者を記載すること。
 3 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 4 申請書を代書した場合は、備考欄に代書の理由、代書者の住所、氏名及び申請者との関係を記載すること。

様式第6号(第8条関係)